

発委第 1 号

八雲町議会基本条例の一部を改正する条例

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条及び八雲町議会会議規則（平成17年八雲町議会規則第1号）第13条第2項の規定により提出します。

令和8年3月13日

提 出 者

議会運営委員会委員長 赤 井 睦 美

八雲町議会議長 大久保 建 一 様

別紙

八雲町議会基本条例の一部を改正する条例

八雲町議会基本条例（平成 25 年八雲町条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(議会の活動原則) 第 3 条 略</p> <p><u>2</u>～<u>5</u> 略</p> <p>(町民参加及び町民との連携) 第 5 条 略 2～6 略 7 議会は、前 6 項の規定に関する実効性を高める方策として、全議員の出席のもと、<u>町民に対する議会報告会</u>を少なくとも年 1 回開催し、議会の説明責任を果たすとともに、広く町民の意見を聴取して議会運営の改善を図る。ただし、特別な理由により<u>議会報告会</u>の開催が困難な場合は、この限りでない。</p> <p>(議会広報の充実) 第 12 条 略</p> <p>(議員定数及び議員報酬) <u>第 13 条</u>～（見直し手続き）<u>第 16 条</u> 略</p>	<p>(議会の活動原則) 第 3 条 略 <u>2 議会は、議長及び副議長の選出に当たっては、選出の透明性を確保するとともに、町民に対する説明責任を果たし、議会活動の方向性を明確にするため、本会議において、その職を志願する者に所信表明の場を設けなければならない。</u></p> <p><u>3</u>～<u>6</u> 略</p> <p>(町民参加及び町民との連携) 第 5 条 略 2～6 略 7 議会は、前 6 項の規定に関する実効性を高める方策として、全議員の出席のもと、<u>町民と議会との懇談会～議会報告会～（以下「懇談会」という。）</u>を少なくとも年 1 回開催し、議会の説明責任を果たすとともに、広く町民の意見を聴取して議会運営の改善を図る。ただし、特別な理由により<u>懇談会</u>の開催が困難な場合は、この限りでない。</p> <p>(議会広報の充実) 第 12 条 略</p> <p>(災害時の対応) <u>第 13 条 議会及び議員は、災害が発生した場合又は発生する恐れがある場合は、その果たすべき役割を十分に認識し迅速かつ的確に行動するとともに、町民生活の安定及び維持に努めるものとする。</u> <u>2 議会及び議員の災害時の行動基準等に関しては、別に定める。</u></p> <p>(議員定数及び議員報酬) <u>第 14 条</u>～（見直し手続き）<u>第 17 条</u> 略</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。</p>	

附 則
この条例は、公布の日から施行する。